

郡山市地球温暖化対策推進本部設置要綱

平成22年 5月21日制定

平成23年 4月25日一部改正

平成25年11月 1日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正

平成29年 3月30日一部改正

平成31年 4月 1日一部改正

令和元年 8月 5日一部改正

令和 2年 4月17日一部改正

令和 7年 4月 1日一部改正

令和 7年 6月16日一部改正

令和 8年 4月 1日一部改正

[環境部環境政策課]

(設置)

第1条 市が市民及び事業者に率先して実施する環境保全活動（以下「率先行動」という。）及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づく温室効果ガス排出量の削減等に関する施策、「気候変動適応法」第12条の規定に基づく自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を定める郡山市気候変動対策総合戦略（以下「計画」という。）を推進するため、郡山市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に関すること。
- (2) 計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には郡山市副市長の事務分担等に関する規則（令和7年郡山市規則第37号）第2条に規定する環境部に属する事務を担当する副市長を、副本部長には同規則第2条に規定する他の副市長をもって充てる。
- 3 本部員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 第2条の事務に必要な事項について専門的に調査及び検討を行うため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には、環境政策課長をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の調査及び検討の経過及び結果について推進本部長に報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事長は、第2条の事務に関し、専門的事項について調査及び検討を行うため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、調査及び検討の経過及び結果を幹事会に報告するものとする。
- 3 ワーキンググループは、環境政策課長補佐及び幹事長が指定する計画に係る課等の長が推薦する者をもって組織し、環境政策課長補佐が座長となる。

(環境推進員)

第7条 計画及び率先行動を推進するため、推進本部に環境推進員を置く。

- 2 環境推進員は、各所属、各小中学校及び施設の長が指定し、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者とする。

(1) 各所属の課長補佐の職にある者（課長補佐の職にある者がいない場合にあつては、課長補佐相当の職又は係長の職にある者若しくは係長相当の職にある者）

(2) 各小中学校の教頭の職にある者

(3) 前2号に掲げる者が置かれていない施設にあつては、当該施設の長又は当該施設の長が指定する者

- 3 環境推進員は、本部長の命を受け、当該課等の計画及び率先行動の推進に関する事項を処理する。

(関係団体における計画等の推進)

第8条 本部長は、市の計画及び率先行動の推進のため必要があると認めるときは、市有施設の指定管理委託契約を締結している法人等に対し、前条の環境推進員に相当する職員の指定その他同計画の推進に関し必要な事項の処理を要請するものとする。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月5日から施行する。

(環境にやさしい郡山市率先行動計画推進本部設置要綱の廃止)

2 環境にやさしい郡山市率先行動計画推進本部設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ観光部長、環境部長、保健福祉部長、保健所長、こども部長、農商工部長、建設構想部長、都市構想部長、会計管理者、上下水道局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長

別表第2（第5条関係）

総務法務課長、未来創造課長、財政課長、市民税課長、市民・NPO活動推進課長、文化振興課長、ごみ減量推進課長、保健福祉総務課長、こども総務企画課長、農業政策課長、道路計画課長、都市政策課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会事務局教育総務部総務課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、議会事務局総務議事課長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長